

## 日本科学技術者協会一斎塾内規

### (総則)

第一条 本規則は、当協会の定款に定める以外の一斎塾に関する事項を定める。

### (組織)

第二条 日本科学技術者協会の一斎塾は、当協会における社会教育の推進を図る活動の一環としての業務を遂行するための内部組織である。

### (目的)

第三条 国際エンジニアとして必要な知識・能力を高める根幹に、江戸時代の塾経営を担った佐藤一斎の思想を据えて活動する。

### (事業)

第四条 前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

1. 言志四録を中心とする佐藤一斎の文献の教える所が習得できるような研究会開催に努力し、それに適する講師のを選定。
2. 佐藤一斎の残した跡を尋ねて、実際に行われた当時の思想からエンジニアとして学べるものを見出すための企画。
3. その他、一斎塾の目的にかなう事業。

### (会員)

第五条 一斎塾の会員は、その目的に賛同する個人、企業または団体とする。

2. 当塾の会員は、その身分によって次の各号に掲げるものに分ける
  - (1). 協会の正会員である個人（以下、正会員という）
  - (2). 協会の賛助会員である企業又は団体（以下、法人会員という）
  - (3). 協会の会員でない個人（以下、個人非会員という）
  - (4). 協会の会員でない企業又は団体（以下、法人非会員という）

第六条 当塾の会員は、前条の区分によって、次の運営会費（年額）を納付するものとする。

- (1). 正会員、及び法人会員 免除
- (2). 個人非会員 5,000 円
- (3). 法人非会員 20,000 円

### (運営委員会)

第七条 当塾に運営委員若干名からなる運営委員会を置く。

2. 運営委員は当塾の会員の互選により、第五条(1)号の会員から選出する。
3. 運営委員会に、運営委員の互選による運営委員長を1名置く。
4. 運営委員、運営委員長の任期は2年とし、重任を妨げない。

5. 運営委員会は、当塾の事業を統括して実施する。

(入会)

第八条 当塾に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第九条 当塾を退会しようとする者は、退会届を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会計)

第十条 一齋塾の事業の実施に当たっては、参加者の負担金、及び協会からの補助金で賄い、会計は独立採算制とする。

(その他)

第十一条 エンジニアに必要な考え方に適合するものであれば、一齋塾の教材は佐藤一齋の書かれた物には限定されないし、研究会の講師選定の基準もこれに束縛されないことは云うまでもない。

(附則)

第一条 この規則は、当協会の理事会が正式に承認した日から施行する。

第二条 この規則の変更は、理事会の承認によって行うものとする。